委 員 会 報 告 書
（案）

群 馬 県 議 会

大規模地震対策特別委員会

報　告　書　目　次

１　設置経緯 ―――――――――――――――――――――――― １

２　設置目的 ―――――――――――――――――――――――― １

３　開催（審査）状況 ―――――――――――――――――――― ２

４　県内外調査について ―――――――――――――――――― ２８

５　委員会説明会について ―――――――――――――――― ３２

６　委員長報告について ―――――――――――――――――― ３３

７　意見書について ―――――――――――――――――――― ３６

８　審査終了の決定について ―――――――――――――――― ３９

＜松本委員長　審査終了のあいさつ＞ ―――――――――― ３９

別紙「東日本大震災による災害廃棄物
　　の広域処理推進についての提言」 ―――――――― ４０

「大規模地震対策についての提言」 ―――――――― ４１

平成２４年 ５ 月　　日

群馬県議会議長　南波　和憲　様

大規模地震対策特別委員会
委員長　　松　本　耕　司

委　員　会　報　告　書

本委員会に付託の事件について審査の結果、下記のとおり会議規則第７６条の規定により報告します。

記

１　設置経緯

平成２３年３月１１日、国内観測史上最大規模となるマグニチュード９．０を記録する東北地方太平洋沖地震が発生し、広範囲において未曾有の大惨事をもたらした。

地震とそれに続く津波により、福島県内の原子力発電所が壊滅的打撃を受け、電源喪失や電力不足による停電、農産物等における放射性物質の検出など、本県においても、県民生活や産業活動に極めて大きな影響が生じている。

このような状況にあって、東日本大震災に係る電力及び生活・産業関連物資の供給不足対策に関すること、福島第一原子力発電所事故に係る県内の放射線被害対策に関すること、東日本大震災に係る県内の産業支援に関すること、及び大規模地震防災対策に関することについて集中的に審査を行うため、平成２３年５月２７日の本会議において「大規模地震対策特別委員会」の設置が決定されたものである。

２　設置目的

ア　委員会名称　　大規模地震対策特別委員会

イ　委員定数　　１５人

ウ　設置目的　　３月１１日に発生した東日本大震災における県内被害対策と大規模地震対策について、一体的、横断的、集中的に審査を行うため

エ　付議事件　　①東日本大震災に係る電力及び生活・産業関連物資の供給不足対策に関すること
②福島第一原子力発電所事故に係る県内の放射線被害対策に関すること
③東日本大震災に係る県内の産業支援に関すること
④大規模地震防災対策に関すること

オ　関係部局　【総　務　部】総務部長　危機管理監　総務課長　震災被災者支援室長　学事法制課長　危機管理室長　消防保安課長
【生活文化部】ＮＰＯ・ボランティア推進課長
【健康福祉部】医務課長　介護高齢課長　保健予防課長　子育て支援課長　障害政策課長　食品安全課長　衛生食品課長
【環境森林部】環境保全課長　廃棄物・リサイクル課長　きのこ普及室長
【農　政　部】農政課長　生産環境室長　蚕糸園芸課長　畜産課長　農村整備課長
【産業経済部】産業政策課長　物資・エネルギー対策室長　商政課長　観光物産課長
【県土整備部】建設企画課長　交通政策課長　道路管理課長　砂防課長　下水環境課長　建築住宅課長
【企　業　局】水道課長
【病　院　局】総務課長
【教育委員会】管理課長　管理課建築主監　義務教育課長　義務教育課指導主監　高校教育課長　スポーツ健康課長　スポーツ健康課指導主監
【警 察 本 部】交通規制課長　警備第二課長

カ　委員選任　中村　紀雄、松本　耕司、大沢　幸一、村岡　隆村、岩井　均、橋爪　洋介、井田　泉、あべともよ、酒井　宏明、高田　勝浩、金井　康夫、原　和隆、安孫子　哲、薬丸　潔、小川　晶

３　開催（審査）状況

（１）正副委員長互選

ア　日　時　平成２３年５月２０日　１１時１３分～１１時１８分
イ　場　所　議事堂　２０１委員会室
ウ　出席委員　中村、松本、大沢、村岡、岩井、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、薬丸、小川の各委員
エ　執行部出席者　総務部長、危機管理監、総務課長
オ　互選結果　委 員 長　松本　耕司
副委員長　岩井　均

（２）第１回

ア　日　時　平成２３年６月８日
イ　場　所　議事堂　２０１委員会室
ウ　出席委員　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、薬丸、小川の各委員
エ　執行部出席者
【総　務　部】総務部長　危機管理監　総務課長　震災被災者支援室長　危機管理

室長　消防保安課長

【生活文化部】ＮＰＯ・ボランティア推進課長

【健康福祉部】医務課長　介護高齢課長　保健予防課長　食品安全課長　衛生食品課長

【環境森林部】環境保全課長　きのこ普及室長

【農　政　部】農政課長　生産環境室長　蚕糸園芸課長　畜産課長　農村整備課長

【産業経済部】産業政策課長　物資・エネルギー対策室長　商政課長　観光物産課長

【県土整備部】建設企画課長　交通政策課長　道路管理課長　砂防課長　建築住宅課長

【企　業　局】水道課長

【病　院　局】総務課長

【教育委員会】管理課長　スポーツ健康課長

オ　質　　疑

放射線対策については、県民の健康不安に対応するため、機器を購入し地表付近の測定データを蓄積していく。住民の健康保護の観点から、数地点で既存の機器により定点観測を行っていると答弁された。

放射性物質の農産物への影響については、国からの指導で放射性物質の影響を受けやすい露地栽培の葉もの野菜を検査した。出荷の際、明確な区分けが難しいということで施設・露地の区別なく出荷自粛を要請した。施設、露地を区別して出荷自粛できるよう国と協議し、よりきめ細かく検査していくと答弁された。

農産物の風評被害対策として、農業事務所及び技術支援課に相談窓口を置き対応していると答弁された。

学校における放射線量の測定は前橋市立細井小など５校で行い、測定箇所を順次拡大していくこととしていると答弁された。

放射性物質混入による下水汚泥の処理については、肥料や法面緑化材として再資源化し、臭気を押さえた状態で保管していると答弁された。

学校現場の災害対応の取り組みについては、社会科や理科などで自然災害への対応を教え、年数回の避難訓練を実施し、学校や地域の実情にあった各校のマニュアルを作成していると答弁された。

地震当日はその日のうちに全員帰宅できたことを翌日正午までに確認した。携帯電話の不通など連絡体制の見直しなどが、今後の課題だと感じたと答弁された。

自主防災組織については、市町村と連携し組織率を上昇させ、女性の参加ができるよう、活動内容も充実するよう取り組んでいきたいと答弁された。

備蓄物資については、18万人の避難者が３日間暮らせるための備蓄を想定し、県と市が分担しあって備蓄している。また、県民から寄せられた11,517件の救援物資を被災地、さらには県内の避難所へ届けていると答弁された。

災害ボランティアぐんまは、４月５月に宮城県石巻市でリーダーとなって活動した。県災害ボランティアセンターは県社会福祉協議会が中心となり、被災地での活動、日頃の研修や訓練等の成果を活かして、連携協力して運営に当たって行きたいと答弁された。

産業支援総合対策については、公共事業の早期発注や節電の推進は効果が早く出るよう取り組み、東日本大震災被害対策資金などは利用した企業にすぐに効果が出るものである。制度融資の実行にあたり、保証協会と金融機関と調整し、国では震災復興に対応するため、一般保証やセーフティネット保証とは別枠で新たな保証を創設していると答弁された。

発電については、水力は発電の効率が良く発電原価が最も安価である。風力は安定した風が少なく厳しい状況であり、太陽光は設備が高額で採算がとれない状況にある。原子力発電は政府の所管である。県としては、再生可能エネルギーの活用促進の要望を行っていると答弁された。

病院局の停電対策については、自家発電装置稼働のための重油確保について納入業者に要請し、病院への優先供給を依頼し、承諾を得た。３月の計画停電時の調査では16カ所の病院で自家発電機がないと答弁された。

中山間地域の孤立対策については、平成27年度までには孤立人口を半減させるよう、防災ヘリとも連携し取り組んでいきたいと答弁された。

県庁の節電対策について目標20%削減と高いハードルだが、病院や障害者施設等はこの限りではなく、労働安全衛生法の基準は守っている。県民に対してお願いする15%削減は自主取り組みの期待値である。節電と同時に熱中症にならないような注意も呼びかけたいと答弁された。

建物の耐震化については、平成22年度末の耐震化率は、住宅が74.8%、特定建築物が75.1%である。県立学校は平成23年４月１日現在、89.5%、市町村立学校は22年度の工事状況を踏まえ76%程度になる予定で、県内の病院の耐震化の状況は、全ての建物に耐震性がある病院は133箇所中81箇所で60.9%であると答弁された。

その他、首都機能のバックアップ、液状化現象の可能性、消防の広域化、被災地への医療チームの派遣の状況、がれきの受入れについても質疑された。

カ　決定事項

・「震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書」及び「津波対策推進法案の早期成立を求める意見書」を発議することを決定した。

・県外調査の実施及び閉会中の委員会の開催を決定し、日程等は正副委員長に一任された。

・説明員に学事法制課、介護高齢課、子育て支援課、障害政策課、下水環境課、義務教育課、高校教育課、下水環境課、及び警察本部職員を次回委員会から出席を求めることを決定した。

（３）第２回

ア　日　　時　　平成２３年７月２９日

イ　場　　所　　議事堂　２０１委員会室

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、橋爪、井田、
あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川の各委員
※欠席：村岡委員

エ　執行部出席者

【総　務　部】総務部長　危機管理監　総務課長　震災被災者支援室長　学事法制課長　危機管理室長　消防保安課長
【生活文化部】ＮＰＯ・ボランティア推進課長
【健康福祉部】医務課長　介護高齢課長　保健予防課長　子育て支援課長　精神保健室長　食品安全課長　衛生食品課長
【環境森林部】環境保全課長　きのこ普及室長　廃棄物・リサイクル課長
【農　政　部】農政課長　生産環境室長　蚕糸園芸課長　畜産課長　農村整備課長
【病　院　局】総務課長
【産業経済部】産業政策課長　物資・エネルギー対策室長　商政課長　観光物産課長
【県土整備部】建設企画課長　交通政策課長　道路管理課長　砂防課長　下水環境課長　建築住宅課長
【企　業　局】水道課長
【病　院　局】総務課長
【教育委員会】管理課長　管理課建築主監　義務教育課長　義務教育課指導主監　高校教育課長　スポーツ健康課長　スポーツ健康課指導主監
【警察本部】交通規制課長　警備第二課長

オ　質　　疑

放射性物質に係る食の安全については、食品の暫定規制値はずっと食べ続けても健康に影響のないレベルに設定されているので、それを下回る低量の放射線による影響はないものと理解していると答弁された。

放射性物質による畜産物被害・農家対策については、まず全頭検査で消費者の安心確保と、生産者の出荷を確立するべきとし、国に要望はしていきたい。資金面では、家畜の飼料等に対してスーパーＬ資金、経営相談などについては、畜産協会などに相談窓口を開いている。風評被害には、補償対象として請求の中に入れていきたいと考えていると答弁された。

全頭検査については、８月上旬以降は機器の整備を進めるとともに、検査数を確保するため、外部検査機関も確保して、生産者にできる限り負担をかけないような形でやっていきたい。原因となったセシウム汚染された稲わらについては、県内の農家３戸に入ってきたものについては、宮城県内の２つの業者から入ってきていることを確認しており、事故後に収集したものが納入されたのは３戸だけであると答弁された。

現在は汚染稲わらの関係から牛肉検査がメインとなっているが、鶏肉、豚肉、鶏卵についての検査も実施し、その結果についても公表していく。検査費用についても、損害賠償請求の対象になると考えていると答弁された。

原子力政策について、本県の地域防災計画には原子力事故対応がなかったので、国の政策や他県の地域防災計画を参考にし、隣接県の対応など情報収集して、地域防災計画の見直しを図りたい。脱原発に関しては、国が検討をしており、現段階で明確な考え方を示すのは難しいと答弁された。

高齢者等への対応については、認知症高齢者への対応についても計画に盛り込み、マニュアルを作成するなど、しっかりと検討していきたいと考え、被災地である宮

城県気仙沼市へ介護職員等を派遣し、避難所の要介護高齢者の状況を見たりし、様々な教訓を得たところであるので、被災地における情報を収集しながら、県地域防災計画の見直しを図っていきたいと答弁された。

病院等での避難者受入れについては、福島県からの要請により、南相馬市の大町病院から124名を受入れた。現在では約80名が県内病院や介護施設等にいる。また、高齢者施設全体では、26施設で33名を受け入れている。その他公営住宅等で30名程度の要介護者を受け入れている。その後の患者の異動についても、病院と適宜やりとりし情報を把握し、施設からの相談等にも応じていると答弁された。

保育所等での対応については、電力不足対応のための休日保育は、７月中旬の調査では、保育所は12市町49か所が行っており、うち29か所が新たに休日保育を行っている。県としては、何か課題があれば真剣に対応したいと考えている。文部科学省が福島県の小学校等に向け、屋外活動や外遊びの注意事項を示したので、これらを市町村を通じて各保育所へ知らせたと答弁された。

災害廃棄物等については、環境省の通知により、8,000ベクレル／kgを超える焼却灰等は、施設内か管理型最終処分場で一時保管することとされた。災害廃棄物は一般廃棄物であり、一般廃棄物の処理主体は市町村にあり、市町村が処理計画をたて、その計画に基づき市町村が個々に実施するものであり、権限を持っている国がしっかり対応するよう要望しているところであるが、合わせて県としても何ができるかしっかり考えていきたいと答弁された。放射性物質を含む下水汚泥の処理については、基本的には原因者に処理して貰うべきであり、国に対し要望活動などを行っていると答弁された。

学校での対応等については、これまで1,220カ所の放射線量の測定を終了し、県ホームページに掲載するとともに、報道提供し、生徒・保護者等の安心を確保していきたいと考えている。多くの学校で放射線に関することを扱っており、来年度からは、放射線に係る教育も行われるため、放射線の有効利用や危険な部分についても教育の中で扱われる予定である。さらにボランティアで東北へ行き、そこでの写真や経験を教材として活用している教師もあり、東日本大震災を教材として活用するよう、各市町村あてに通知を発出したと答弁された。今回の震災の課題として、危機管理マニュアルの見直し、校外学習時の危機管理、被災児童・生徒等の心のケア、帰宅が困難生徒の対応、今回の地震、放射線、ボランティア活動などについて、教育の中にどう生かしていくかなどの課題が考えられ、教育活動、防災教育をさらに充実させていくように対応したいと答弁された。

警察の対応については、計画停電に伴う交差点への警察官の配置は７日間延べ、921箇所、1,774人であり、計画停電以後、自動起動式信号機を20基、持ち運びのできる可搬型発動発電機を110機整備しており、今後も整備拡充すると答弁された。

県警では、「群馬県警察災害警備実施要綱」等を策定し、被害情報収集、被災者の救出・救助、避難誘導、交通対策等のほか、各種犯罪の予防・検挙等を組込み、対策を推進し、行政、関係機関等と連携し、防災訓練等の機会を通じて、更に連携の強化に努めていくと答弁された。

県庁の対応については、県庁災害対策本部室が使用不能になった場合は、前橋合

同庁舎敷地内の地域防災センターを災害対策本部室として使用する。震災直後に被災県への職員派遣支援を表明し、これまで16陣の編成チームによる職員派遣支援を継続的に行ってきた。県職員については、これまで307名を派遣した。県庁舎及び各合同庁舎とも非常用自家発電設備が整備され、非常用の電源については、一定の確保はされている。また、県立４病院には自家発電設備を設置しており、計画停電時には稼働させていると答弁された。

その他、観光業への影響、市町村との連携、首都のバックアップ機能誘致、ガソリン供給不足対応など質疑された。

カ　決定事項

・９月定例会中の委員会開催は２日間行うこと、及び放射性物質に係る専門家から説明を受けることを決定した。

（４）第３回

ア　日　　時　　平成２３年１０月１２日、１３日

イ　場　　所　　議事堂　２０１委員会室

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川の各委員

エ　執行部出席者

【総　務　部】総務部長　危機管理監　総務課長　震災被災者支援室長　学事法制課長　危機管理室長　消防保安課長

【生活文化部】ＮＰＯ・ボランティア推進課長

【健康福祉部】県民健康科学大学診療放射線学部長　医務課長　介護高齢課長　保健予防課長　子育て支援課長　食品安全課長　衛生食品課長

【環境森林部】環境保全課長　廃棄物・リサイクル課長　きのこ普及室長

【農　政　部】農政課長　生産環境室長　蚕糸園芸課長　畜産課長　農村整備課長

【産業経済部】産業政策課長　物資・エネルギー対策室長　商政課長　観光物産課長

【県土整備部】建設企画課長　交通政策課長　道路管理課長　砂防課長　下水環境課長　建築住宅課長

【企　業　局】水道課長

【教育委員会】管理課長　管理課建築主監　義務教育課長　義務教育課指導主監　高校教育課次長　スポーツ健康課長　スポーツ健康課指導主監

【警 察 本 部】交通規制課長　警備第二課長

オ　質　　疑

＜１０月１２日　県民健康科学大学教授＞

放射線測定値等については、ベクレルの高いところはシーベルトも高く、高い数値の地点は地上でこまめに測定していく必要がある。7.8メガベクレル／km²は量的にはそれ程問題になる量ではない。落葉については３月15日以降は、群馬県に放射性物質が飛んできていないとのデータが出ているので、今年の落葉については問題ないと思われる。北毛地域では相対的に数値が高いのであって、１年間に３ミリシーベルトは自然放射線の倍程度である。啓発に関しては、３月11日以降、県民健康

科学大学は出前講座を100件程度行っている。その中で、「数値がいくらなら安全なのか。」とよく聞かれるが、はっきりといくつなら安全と言えないので、個人の意見として１年間に３ミリシーベルトは自然放射線の倍程度であり、倍程度ならば自然放射線の変動の範囲なのでそれ程心配することはないと申し上げている。断定できないところが難しいところである。

健康への影響等については、山間部で0.2とか0.25マイクロシーベルトの地点はそんなに問題ないと思うが、影響はわからないので、できることはやっておいた方がよい。どこまで拡げるかは難しいところだ。内部被ばくについては、普通の水を飲んでも体内に放射性物質が入る可能性はある。ただ、それが何ベクレルだから危険というデータは出ていない。外部被ばくとほとんど影響は同じと思われるのであまり心配する必要はない。健康追跡調査については、群馬県でも、数値が高い所で心配されるのなら健康追跡調査をやったほうがよいのではないかと私は考えるが、何シーベルト以上が必要であるかということはわからない。県内ではそれほど神経質になる必要はない。集約していく場所を早く特定して、高いところは処置していくことが必要。子どもたちが実際に遊ぶ所を測っていくことが今後必要と考える。放射線教育については、教育委員会から講演依頼を受けており、要請さえあればいつでも対応していく。

放射性物質測定機器については、国家基準に合わせて校正していく必要があり、測定は放射線の知識のある人が測定していくべきである。

＜１０月１２日　総務部、健康福祉部、県民生活部、環境森林部、農政部＞

地域防災計画の見直しについては、地域防災計画は、災害対策基本法で規定されており、市町村計画は県の計画と整合をとることになっている。市町村からは計画の見直しに当たり相談を受けているので、これからも連携して対応していきたい。市町村によって若干の温度差があるので、県としての指導は徹底したいと考えている。避難体制づくりについては、安全な場所へ避難することが大切であり、避難経路の整備や避難場所の設置等、住民と連携して安全に避難がなされるようにすることが重要である。女性の視点をどのように生かしていくのか、障害者への対応はどのようにするのかなど見直しの中で配慮していると答弁された。

見直し時期については、年度内のできるだけ早い時期に第１弾として見直しを行う予定である。大規模地震への対応については、この委員会の意見や地震被害想定調査の結果等を反映させるため、年度内又は来年度早々、随時見直しを行う予定であると答弁された。

群馬県地域防災戦略については、今年度実施している地震被害想定調査により想定した被害に対して、減災目標を定め、これを実現するための施策の見直しや地域の自主防災組織や県民一人一人の対応などを防災戦略として策定するものであると答弁された。当委員会への中間報告、パブリックコメントの実施なども要請された。

首都直下型地震の発生予測等については、その確率について、政府の地震調査委員会により今後30年以内にマグチュード７クラスの地震の発生は、70パーセント程度であると推定されており、群馬県の被害想定は本県に一番影響を及ぼす「関東平

野北西縁断層帯地震」では建物約1,500棟、死者が10名と想定されている。15ある災害拠点病院ではマニュアルを整備し、災害発生時における多数傷病者の受入れ等に備えている。定期的に患者受入等の訓練を行っており、各災害拠点病院は積極的に取り組んでいると認識している。帰宅困難者への対応として、住民への普及啓発、一時避難施設の提供、事業所・集客施設における対策、情報提供の体制づくり、徒歩帰宅者の支援対策を定めていると答弁された。

県総合防災訓練については、地域住民参加型訓練として、避難誘導訓練、災害時要援護者等避難誘導訓練、初期消火・ＡＥＤ・応急救護の災害対応訓練、避難所開設支援訓練、炊き出し訓練、救援物資受入れ、配布訓練を今回強化して実施した。また、地元ＦＭ放送局も参加し、警戒広報訓練、避難誘導訓練を行った。社協、日赤県支部などと連携して、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行っており、今後もしっかり取り組んでいきたいと答弁された。

モニタリングポストによる測定については、数値を全て公開することが県民のためになると考えいち早く情報提供してきた。放射性物質の飛来ルートは、原子力発電所から、福島県の中通りを経由したルートと、そのまま太平洋岸を南下し、埼玉県付近から群馬県へ到達したルートの二通りが考えられる。プルトニウムやストロンチウムの状況は、全くゼロという訳ではないと考えられるが、セシウムの数千分の１～１万分の１程度であると考えられため、問題となるレベルではないと答弁された。

除染等については、国が指定する対象地域は航空機モニタリング結果を参考に決められる予定である。モニタリングの最大値が毎時0.23マイクロシーベルトを超える市町村は25であるが、平均値で決定される可能性もあり、実際には25より少なくなると思われる。除染は人への健康影響を主眼に行うことが目的であるので、人の生活圏から20ｍ程度を除染すれば十分である。法律では、年間被曝量が20ミリシーベルト以上の地域は国が、それ以外は市町村が除染を行うことになっている。雨樋の下など、放射性物質が集まりやすい場所について、個別の施設は原則として、その施設管理者が行うことになると答弁された。

放射性物質汚染廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特措法が制定されたので、今後はそのスキームに則り、処置していくことになる。8,000ベクレル／kgを超えた廃棄物の処理は国が行うこととなるが、当面の間は一時保管となると思われる。災害廃棄物の受入れについては、今年４月の調査では受入れを可能とする市町村が多数あったが、今回改めて国から受入れ可否の意向調査が行われている。市町村では住民等の意見も踏まえ受入れを決定することとなると答弁された。

健康被害検査については、放射線治療や放射線測定学の有識者を集めた会議において検討していきたいと答弁された。

農産物の安全性については、航空機モニタリングの結果公表を受けて、問い合わせはやや増えている。米については、地域を代表して検査を行い、安全が確認されたので、一般の米と同様、縁故米についても各地域で流通が可能である。ゲルマニウム半導体検査器を農業技術センターに導入し、24年度は体制を強化して、検査に取り組みたい。放射性セシウムの暫定規制値500ベクレル／kgを超えた場合は、県

から市町村ごとに出荷制限を要請する。ＪＡ全農ぐんまでは、テレビＣＭや小売店店頭でのＰＲを行うとともに、全国の取引市場に対し、県の行う放射性物質の安全検査の結果を毎回送付している。また、本県の安全性確保への取り組みを全国に向け、しっかりと発信していく考えであると答弁された。

農家への補償、支援については、請求にあたってＪＡ系統出荷者はＪＡで、それ以外は市町村を経由して、県協議会を通じまとめて請求するよう支援しており、ＪＡのとりまとめが38億円弱、市町村とりまとめが７億５千万円強となっていると答弁された。

県内肉用肥育農家の経営状況は、自粛ムードの中で消費が落ち込み、牛肉ユッケ問題、放射性セシウム検出等により牛肉の消費がさらに落ち込んだことで、例年に比べ価格も落ち込んでいる。７月20日に全戸１頭検査を実施することで安全性をアピールすることとしたが、食肉卸売市場等に出荷する牛がいなくなるとともに、牛肉価格が暴落したため全頭検査を開始した。なお、県外出荷者の検査料に対しては「つなぎ融資」で対応した。「つなぎ融資」の利用件数は数件の相談はあったが、現在のところ融資の実績はまだない。補助金も検討したが、総合的に検討した結果、融資で対応することにした。生産者からの声を聞きながら、施策に反映させたいと答弁された。

＜１０月１３日　総務部、産業経済部、県土整備部、企業局、教育委員会、警察本部＞

地域防災計画の見直し等については、見直し検討会議などでは、市町村との協力体制づくり、モニタリング体制や県民への情報提供、飲料水や農林水産物への対応、福祉避難所の指定や男女のニーズの違いに配慮した対応やプライバシーの確保等を検討している。見直しは随時行う予定であり、ご意見をいただければその段階で取り入れていきたい。一時避難所を１か所としているわけではなく、そこにまず受け入れて、市町村の受入体制ができるのを待って避難所に入っていただくものである。在宅避難の場合、安否確認の情報収集が重要であり、現在の計画でも既に規定しているところである。活断層の専門家などが検討委員となり、被害想定調査を実施しているので、減災に向けた防災戦略を検討してまいりたい。防災出前講座、県民防災塾、総合防災訓練、危機管理フェアなどの機会を通じて、直接県民へ防災意識向上のための働きかけを行っていると答弁された。

職員派遣については、４月から８月までの派遣は、避難所の運営や市町村の窓口業務支援などであったが、現在行っている派遣は、損害賠償支援などの行政事務である。派遣職員全員から良かったところ、反省すべきところ、感想などを報告書として提出させ、生の経験等は今後の行政推進に役立つため、残していくことは必要であると考えると答弁された。

県民からの救援物資については、８月まで宮城県と福島県の災害対策本部に職員を派遣して被災市町村の災害対策本部と情報交換し被災地のニーズを把握し、行政ベースで搬送していた。現地のボランティアから話をいただいて、その市町村に配送したものもあると答弁された。

防災行政無線については、県の地域機関、市町村、消防等の防災機関を防災行政

無線ネットワークで結んでおり、随時必要な情報が伝達されるようになっている。３月11日の地震発生時にも、県の防災行政無線では、円滑に防災関係機関等と通信することができ、災害時の有効性が再認識された。市町村から一般家庭に情報を伝える体制の整備は35市町村全てでできている状態ではないが、今回の大震災で改めて情報伝達の重要性を認識され、徐々に整備が進んでいくのではないかと考えている。様々な機会を通じて、市町村へ整備が進んでいくよう働きかけていきたいと答弁された。

県総合防災訓練については、県と市町村が共催し、防災関係機関の日頃の技術をさらに磨くことや県民の防災意識の普及啓発のために実施するものであり、学校の訓練参加は今のところ考えていないが、学校の防災訓練は必要であると思うと答弁された。

節電・エネルギー対策については、今冬については、節電意識の浸透や省エネ機器の導入などにより、今夏の厳しい状況まではいかないと思われる。使用制限が課されることはなく、土日操業など企業活動への影響も少ないと考える。ガソリン不足の影響については、重要な施設などについて優先供給できるような仕組みについて、県石油協同組合と相談しているところであり、国や石油連盟にも要請するなどの対応をしていくことになると答弁された。

観光業の風評被害については、９月26日の説明会後、すぐに東京電力に対し、算出方法の見直しを要望したが、まだ回答がないため、実質的に請求手続きがストップしている状況である。各月毎の算出という要望については、県としても譲れない気持ちである。請求手続きの煩雑さについては、個人事業者では対応が難しいかもしれないので、県や各地の商工会議所、商工会の経営指導員が請求手続きについて相談に応じさせていただく。東京電力の発表後、翌週には説明会を開催し、要望書を提出するなど、素早い対応をしている。ＤＣ効果による増収で、損害賠償が受けられなくならないよう要望していると答弁された。

「がんばろう群馬！産業支援総合対策」等については、それぞれの事業については、所管課でとりまとめを行い、予算等に反映させていくこととしている。県内の中小企業に対して、250社に業況を聞いている。直近の９月の調査では、景況感は大きく改善している。金融機関が、県からの要請に応え、保証制度や制度融資を利用しながら、金融の円滑化に前向きに取り組んでいるという、ひとつの結果の現れであると考えていると答弁された。

東京電力への対応については、損害賠償の関係は、各部局で連絡を取っており、今回の計画停電や節電については、東京電力の群馬支店長が来て、知事、副知事へ説明を行っている。観光についても、東京電力から、適宜、知事・副知事に報告に来ている。全体の取りまとめは必要であると考え、産業経済部長と調整したいと答弁された。

土木施策における震災対応については、耐震化をしっかりした建物を避難所として指定する必要があると考える。仮設住宅は、市町村が建設予定地の選定をし、県が仮設住宅の建設を担当する。建設予定地の選定は３年毎に見直しをしており、本年はその年に当たる。必要世帯数に応じた建設予定地を選定することとしている。

緊急支援ルートとしての整備も必要と考え、孤立集落についても発生しないよう、計画的に対策を行っていきたいと答弁された。

耐震補強等については、県及び県内市町村で各々耐震改修促進計画を策定し、一般住宅及び不特定多数が利用する特定建築物について目標値を定めて耐震化を図っている。屋根瓦被害の約半分の補修がこの半年の間に完了しているため、あと半年はかからないと認識している。建築基準法で屋根瓦の物理的な固定方法が規定されているため、今後の大規模地震に備えた屋根瓦の落下防止対策となると認識していると答弁された。

民間住宅借上げ制度については、10月11日現在、相談件数204件、入居申込139件、入居決定126件となっている。会計年度の関係で借上げ契約は年度末までとしているが、災害救助法では最長２年間供与できることになっており、その旨を避難者には説明している。終期は設定しておらず、福島県内及び県内の避難所が閉鎖状況を踏まえて対応していきたいと答弁された。

下水道及び水道の発生土の対策等については、２週間に１回の頻度で放射性物質の検査をしている。ヨウ素131とセシウム134、137以外については検出されていない。６月中旬までに発生した、国から示された基準を超えていて再利用できない汚泥3,700トンを県内で保管している。県外の民間施設で受入れてもらえる所を探している。関係市町村連絡会議で意向確認をしたところ積極的に処分場を作る予定はないと答弁された。

水道水に係る放射性物質の検査については、３月18日に衛生環境研究所で検査した結果、放射性ヨウ素は県央第一水道で14ベクレル／ｋｇが検出された。みどり市の原水は不検出であった。３月24日には、県央第一水道が不検出、新田山田水道が15、東部地域水道が62ベクレル／ｋｇで指標値以下であった。国の指標値は成人が300、乳幼児が100ベクレル／ｋｇとなっている。指標値を超過した場合は、受水市町村へ連絡し、受水市町村から給水エリアに広報していただき、飲用には使用しないよう周知すると答弁された。

学校の防災については、待機場所、避難場所、連絡方法、停電時の課題等をピックアップして、校長や担当教諭を集めて検討を重ね、文部科学省からの防災マニュアルに関する指導指針も踏まえながら、防災マニュアル見直しを年度内完成を目途に取り組んでいる。学校の体育館等が避難場所となる場合は市町村が管理責任者を置くこととなっており、学校防災マニュアルの中で先生方には示している。避難所としている学校においては、避難所としての整備がなされるよう、市町村や教育委員会と連携して対処していきたいと答弁された。

学校における放射性物質の影響等については、基準値を大幅に下回っており、プールを含め校庭等の使用を制限した事例はない。保護者等に対する説明は、学校長の責任でお願いしている。県教委としては、校長や教頭、担当主任の職にある職員を対象とした研修を実施している。地域住民の安心確保のために、小・中・高に限らず、地域全体を対象とした説明会も必要であると認識している。今後は大学や地域の保健所とも連携しながら適切に対応していきたい。来年度から中学校３年生の理科で放射線教育を行う。内容は、放射線の性質、利用という観点などである。中

学校の理科の教員を集めて、放射線の概論の他に、測定器の使い方など県民健康科学大学の先生による放射線教育についての研修を行った。ホットスポットへの対応については、ほとんどの市町村が空間線量計を所持していることから設置者としての市町村の取り組みを支援してまいりたい。学校給食については、県学校給食会と連携して食材検査を実施するが、給食の基本物資については、安心安全の確保が必要なため、できるだけきめ細かい対応をしていきたい。出荷の段階で農政課、技術支援課、畜産課、衛生食品課等、該当部局でしっかり安全性が確認されている。また、給食用として購入する食材については、食品選定委員会で安全性に疑いがあるものは排除されているので、学校給食の安全性は確保されているものと考えていると答弁された。

大規模震災発生時における通信の確保及び犯罪対策については、警察無線が断絶した場合等は、情報通信部や関東管区警察局等を介し、他県で活用している通信施設を利用する等の代替措置をとり、警察活動に支障が生じないように対応する。警察が保有する衛星携帯電話は15機で、沼田等山間部を管轄する警察署及び警備第二課、機動隊等災害対策部門に配備している。今後、増機について検討したい。被災地では、警戒区域から住民が避難した留守宅を対象とした空き巣や義援金等に藉口した詐欺、義援金の窃盗等の事件等が発生していると承知している。警察では、被災者の救出・救助、避難誘導、交通路の確保、行方不明者の捜索等の諸活動のほか、犯罪の予防・検挙等治安維持活動も並行して行うこととしていると答弁された。

カ　決定事項

・県内調査の実施及び東京電力による東日本大震災による福島第一原発事故に係わる県内の放射線被害の賠償状況等についての説明会を実施することを決定した。

（５）第４回

ア　日　　時　　平成２３年１２月１３日

イ　場　　所　　議事堂　２０１委員会室

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、薬丸、小川の各委員

エ　執行部出席者

【総　務　部】総務部長　危機管理監　総務課長　震災被災者支援室長　学事法制課長　危機管理室長　消防保安課長

【生活文化部】ＮＰＯ・ボランティア推進課長

【健康福祉部】医務課長　介護高齢課長　保健予防課長　子育て支援課長　精神保健室長　食品安全課長　衛生食品課長

【環境森林部】環境保全課長　廃棄物・リサイクル課長　きのこ普及室長

【農　政　部】農政課長　生産環境室長　蚕糸園芸課長　畜産課長　農村整備課長

【産業経済部】産業政策課長　物資・エネルギー対策主監　商政課長　観光物産課長

【県土整備部】建設企画課長　交通政策課長　道路管理課長　砂防課長　下水環境課長　建築住宅課長

【企　業　局】水道課長

【病　院　局】総務課長
【教育委員会】管理課長　管理課建築主監　義務教育課長　義務教育課指導主監
高校教育課次長　スポーツ健康課長　スポーツ健康課指導主監
【警 察 本 部】交通規制課長　警備第二課長

オ　質　　疑

地域防災計画の見直し等については、地震はいつ起こるか分からないと認識し、現在実施している地震被害想定調査や国の防災計画等の見直しを踏まえ、計画の見直しを行っていく。今回の教訓を活かして全庁的に対応する。体制や方法等の詳細については各部局でマニュアルの作成等を進めている。地震被害想定調査においては、専門家にもメンバーに入っていただいている。その結果を防災計画に反映させていきたい。市町村の地域防災計画の見直しについては今後も引き続き市町村へ指導や助言をするなど調整に努めていきたい。幼稚園や保育所など子どもの通う施設によって差がないように対応する。県民意見の主な内容は、放射線のモニタリングに関する要望や群馬県で想定される地震の震源・規模の見直し、消防・自治体職員が被災した場合を踏まえること、住民の通信手段の確保対策についてであった。広域避難者の受入れや職を失った者の再就職への支援に係る見直しなどについて、女性からの観点に配慮する。県民に知ってもらいたい情報を分かりやすく伝えたい。防災会議での情報は公開できると思う、などと答弁された。

首都直下型地震については、国でまとめた東京湾北部地震では、マグニチュード7.3、死者約１万１千人、建物全壊等約85万棟という想定で、マグニチュード７クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70パーセントとなっている。首都直下型地震での避難者の受入れについても検討しておく必要があり、東日本大震災や国の検討を踏まえ、今後検討していきたい。今年度、地震被害想定調査を実施しているが、首都直下型地震等への対応などについても、国の動きも踏まえながら、検討したい。関東の１都９県との応援協定や北関東磐越５県との協定を締結しており、他県と情報交換等を行いながら連携を取り万一に備えることが大切であると考えるなどと答弁された。

災害時燃料供給協定については、県民の生命を守る観点から特に重要な施設等について優先供給する仕組みを構築した。災害対策本部に燃料対策班を設置したほか、石油協同組合についても、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関として指定を受けた。県民及び産業界に向けて、分かりやすく情報発信をしていく。病院にも災害拠点病院など様々な位置付けの病院があるなど、主務課の情報をもとに健康福祉部で部全体を取りまとめたうえ、それを踏まえて災害対策本部で重要度を決定していくことになる。県立４病院は共通の納入業者に対して、重油の安定供給要請を行っている。このような個別の取り組みの上に、今回の協定締結といった大きな体制作りが位置づけられているなどど答弁された。

災害廃棄物受入れについては、国が示した震災廃棄物対策指針により行うこととなっており、放射性物質問題による住民理解が得られない状況もあり、市町村の了解なしには、受入処理は進まない。５県知事会議等もあり、お互い共通認識を持ち、助け合いの認識を高めていきたいなどど答弁された。

冬の節電等エネルギー対策については、家庭にお願いするのは特に夕方の時間帯における節電であり、ホームページ等を通じて周知を図っている。再生可能エネルギーとして、太陽光、風力及び水力を見直し、有効活用することが重要であり、企画部において目標値の設定や達成に向けた方策など、具体的な検討を行っている。東日本大震災以後の道路照明については象徴的な意味合いもあり、節電に努めている状況である。地域安全上支障が生じる箇所については地域の要望や公安委員会等の要望に応じて、適時点灯するなど柔軟に対応しているなどと答弁された。

放射性物質の除染においては、例えば5センチメートル表土を剥ぐとして、1ヘクタールでは500立方メートルとなる。発生土壌については、放射性物質汚染対処特措法に基づき市町村が仮置き場を設置することとなっているが、実際の問題として住民感情等を考慮すると、土壌を移動させることは困難と思われるなどと答弁された。

県民の健康調査有識者会議での議論では「健康への影響については問題のないレベルである」、「安全な状況であって普通の環境で居る分に関しては、全く問題ない」との見解が示されたほか、モニタリング調査の継続実施と積極的な測定結果の公表を行うことの必要性についても意見があった。原子力発電所の状況や測定等の結果に変化が生じた場合等に、速やかに会議を招集し、各委員の意見を対策に反映していきたいと考えているなどと答弁された。

学校給食の放射性物質検査については、放射性物質検査機器を5台設置予定だが、設置場所は市町村とも協議し決定したいと答弁された。

地震被害想定調査については、県内及び県内周辺の断層で、県に被害を及ぼすような断層を想定し、そのうちの一つの想定地震ではマグニチュード8.0の規模で各市町村単位でも被害を想定していると答弁された。

ハザードマップについては、災害時に被害が起こる範囲が色分けされており、市町村の地域防災計画に対応し、地域における自主防災活動に活用していただきたいと答弁された。

火山被害対策については、群馬県、長野県、関係市町村、国、関係機関等で構成する浅間山火山防災対策連絡会議において19年度から毎年、噴火警戒レベルに応じた図上訓練を実施し、災害に備えている。草津白根山は火山の性質上、硫化水素ガス等の対策等を実施し、地域防災計画作成・検討、登山規制等の対策を行っている。日頃から市町村とは連絡を取り合っており、気象台とも情報交換し、群馬県の特徴である火山についての対策を進めたいと答弁された。

自主防災組織については、職員の出前講座や自主防災組織のリーダー養成事業など防災講座に力を入れている。県民防災に係る講義や防火訓練、救命救急講習等など行い、リーダー養成を図っている。消防団員の確保は全国的な問題であり、関係機関と相談し、地道な対応が必要だと考えている。自治会単位での自主防災組織結成、育成を働きかけている。民間の団体等とも連携しながら進めていきたいなどと答弁された。

被災地派遣職員の経験の継承については、まず、自らの経験を今後の県職員としての取り組みに活かしてもらい、市町村と連携して群馬県全体として活用できるよ

う記録として残していきたい。被災地のニーズを適確に把握させるため、４月にまず福島県と宮城県の災害対策本部に職員を常駐させ、生の声を聞いた上で、要請のあった福島県や宮城県女川町及び多賀城市に、県職員と市町村職員でチームをつくってローテーションを組み、８月末まで派遣した。業務体験に基づく意見を踏まえ、災害時要援護者対策等へ反映させた。今後も派遣職員の意見交換会等を行う予定であり、結果などを取り入れて計画をより良いものにしていきたいなどと答弁された。

支援物資については、ボランティア団体等の協力を得て物資を被災地へ提供している。現状で36トンのタオル、衣類等が残っているが、12月14日に岩手県へ８トン分の物資を送るので、28トンの残となると答弁された。

避難者支援体制については、避難者に対する医療機関等の情報提供は市町村が行うが、市町村が把握することが困難な情報が必要な場合は、医務課から市町村へ情報を提供する。避難者の公営住宅入居期間は、提供期間として１年、更に延長して２年間としている。現状では、災害救助法で２年間と定められている。被災地の隣接県として、今後もできる限りの支援をしたいと考えていると答弁された。

今回の影響による、県内の堤防被害の状況については、群馬県内の国が管理する区間において、利根川で２箇所、渡良瀬川、桐生川等で６箇所の計８箇所が被災した。その内容は堤防天端の小規模なひび割れ程度であり、その後６月中に全て復旧していると答弁された。

応急仮設住宅については、建設予定地は、各市町村が必要戸数に見合う建設可能な敷地として調査・集計している。（社）プレハブ建築協会により、建設可能な敷地において３週間程度で建設が可能である。応急仮設住宅の必要戸数は、目安であり災害の規模により数字は動くことになる。阪神淡路大震災時の実績は世帯数に対して５パーセントであり、必要戸数は、備えとして即時に対応可能な数字として世帯数の３パーセントとしている。東北で建設された応急仮設住宅は、形態にもよるが、500～600万円と聞いている。ハウスメーカーや地域の工務店で、仕様に多少のバラツキはある。民間賃貸住宅の借り上げは現在、179戸を借り上げているなどと答弁された。

防災教育については、教育委員会一丸で取り組んでいる。群大の片田先生の釜石市での取り組みは、主に津波対策であったが、精神的な部分で本県にとっても大いに参考になると思う。今後、文科省主催の指導者養成研修に職員を派遣し、学習したことを持ち帰って学校現場につなげていきたい。「稲むらの火」については、今後検討していきたいなどと答弁された。

災害時犯罪対策については、被害実態把握、救出・救助、避難誘導、交通対策等多岐にわたるが、犯罪予防・検挙も重要な災害警備活動の一つであり、警戒やパトロール強化などの対策を推進していくと答弁された。

停電時交通対策については、災害時において、警察官以外の協力については、一つの方法として検討したい。交通信号機の非常用電源装置は、31基であったが、本年度中に20基整備し、現在51基となっている。今後も、計画的に整備を進めて行きたいと答弁された。

カ　決定事項

・「原発事故による放射能被害から県民・子どもたちの命と健康を守るためのあらゆる対策を求める請願」について、一部趣旨採択とした。

（6）第５回

ア　日　　時　　平成２４年２月８日

イ　場　　所　　議事堂　２０１委員会室

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、薬丸、小川の各委員

エ　執行部出席者　【総　務　部】総務部長　危機管理監　総務課長　危機管理室長
【環境森林部】環境森林部長　環境保全課長　廃棄物・リサイクル課長

オ　質　　疑

〔宮城県議会議長からの災害廃棄物処理の広域処理の支援について、代表者会議からの要請を受け、委員会を開催し協議した。〕

災害廃棄物の受入れ方法については、廃棄物の種類により処理方法は異なり、一時仮置き場に集積し、二次置き場で種類毎に分別し、再利用できる物はできるだけ再利用し、できないものは焼却等するとされている。濃度測定は品目毎に測定し、濃度の低い物が搬出され、搬出時には空間放射線量を測る。受入れ側では、モニタリングとして空間放射線量を測る。ストロンチウムやプルトニウムなどについては測定していないが、科学的に考えて、セシウムの濃度を把握していれば問題ないと考える。埋め立てる場合については、放射能濃度がキログラム当たり8,000ベクレル以下で、管理型の処分場に埋立可能なものであり、50ｃｍ以上の土で覆うことで周辺住民への影響はないとされる。搬出側で基準に該当しない場合は、廃棄物を持ち込まず、施設に持ちこんだ場合も再度測定し、基準を上回れば受入れない。焼却後高い濃度のものが出れば、指定廃棄物として特別の基準で処理されることになる、などと答弁された。

受入れ可能量については、市町村が管理している施設については焼却６万トン、破砕等1.7万トンが全てであり、ガイドラインでは民間の施設で受け入れる場合でもスキームは同じである。受入れに当たり、測定記録の確認は、排出側と受入れ側の自治体が行うのが基本である。群馬県の場合、自前の処理施設を持っていないので、あくまでも市町村に対し受入れに向けた支援をしていくということになる。災害廃棄物受入の根拠法令については、放射性物質汚染対処特措法により、福島原発由来の放射性物質汚染廃棄物の処理は、高濃度のもの以外は廃掃法が適用されることになった。従って、廃掃法と放射性物質汚染対処特措法が根拠となって広域処理が行われることになる。クリアランスレベルをより安全サイドに置くことについては、現時点で県が例えば100ベクレルという基準を設定するのがよいかは今後検討したいなどと答弁された。

一次仮置き場での測定については、放射線量を計ることと放射能濃度を計ることは違い、放射能濃度を計る場合、置き場には色々ながれきがあるのでサンプリングして計る。放射線量と濃度は比例関係にあり、放射線量が一定レベル以下なら心配

ないといえる。バグフィルターの性能や検査は施設管理者が行い、ダイオキシン対策で必要な能力の設備が設置されている。民間施設での受入れについては、民間施設は産業廃棄物処理施設であるが、届出により一般廃棄物の受入れが可能となり、調査対象約60事業者のうち、再利用ができる場合という条件がついたものもあるが、受入れ可能とした施設は50弱あった。津波の被害を受けた廃棄物の塩害については、塩分濃度は全く問題ない。また、災害廃棄物については現地で分別することが原則となっており、受入れ側の要望に沿ったものが入ってくる。処分場の排水の安全性については、放射性物質が検出された場合については、放射性物質汚染対処特措法により放流水、浸出水の放射能濃度を測定し、基準を超えれば放流しないことになっている。また再生材として利用することについては、できるだけ資源として使うということが大原則であるので、そういう面からしっかり対応していきたい、などと答弁された。

住民理解の確保については、市町村説明会やホームページでの説明等を行ってきた。広域処理の第一歩は、市町村住民の理解と考えており、努力していきたい。県の有する情報を市町村に伝える努力を続けたい。市町村のトップ等に対する説明を行うことも考えられる。住民説明会の際には必要に応じ協力したいなどと、答弁された。

広聴案件の内容については、賛成意見としては復興のために積極的に受け入れるべきだというもの、反対意見としては、放射性物質の拡散となることや、国は安全と言っているがそれが確認されていないというものである。他県で受入れ可能となった理由については、東京都は知事のトップダウンで決定し、山形は民間の施設が受け入れている。山形は宮城、岩手に隣接しており、環境に大きな差がなかったこともあると思われる、などと答弁された。

市町村に対する支援については、循環型社会形成推進交付金は、受入れを行う市町村は優先的に配分するというものである。国から市町村に直接交付されるものであり、予算の増額等について国に要望して行きたい。中之条町については、全員協議会に際しても必要があれば県職員を派遣して説明させるとの申し出を行った。全面的にバックアップしていく。被災市町村からの委託処理をするための処理費用は被災市町村から支払われる。検査費用も委託費用に含めて国の補助金により補填されるなどと答弁された。

県の姿勢については、環境森林部と協議しながら、県として何ができるかをしっかりと考えていきたい。市町村の職員といっしょになってやっていくのが基本である。市町村の方々などの地元の意見をしっかり聞いていきたい。これは国民全体・県民全体の問題だと思うので、環境森林部と連携してしっかりと県としての対応を考えたいなどと、答弁された。

カ　決定事項

「東日本大震災に係る災害廃棄物の広域処理推進に関する意見書」について、３月５日に委員会を開催し、改めて協議することを決定した。

（７）第６回

ア　日　　時　　平成２４年３月５日
イ　場　　所　　議事堂　２０１委員会室
ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川の各委員
エ　執行部出席者　【総　務　部】総務部長　危機管理監　総務課長　危機管理室長
【環境森林部】環境保全課長　廃棄物・リサイクル課長
オ　質　　疑

〔「東日本大震災に係る災害廃棄物の広域処理推進に関する意見書」について協議した。〕

がれき処理の安全確保については、バグフィルターの性能については国の技術基準があり、多くの実証試験もあり、安全であると考えている。焼却灰が8,000ベクレル／kgを超えた場合、指定廃棄物となり、国が処理に責任を持つことになる。有害物質を含む廃棄物については、排出する自治体等で分別され除外されることになっているため、基本的に分別されたものが保管されていると考えていると答弁された。

がれき受け入れに係る予算措置については、今年度、廃棄物処理施設の排ガス等の測定費用について補正予算で対応し、２４年度予算でも県が自主的に行う排ガス等の測定経費の予算計上を行っている。広域処理は搬出自治体との委託契約によるものなので受け入れ市町村に財政負担は生じない。国が財政負担するというのは受け入れ側にインセンティブを与えようというものであるが、反対理由が放射能に対する不安等による状況ではどこまで意味があるか分からないと答弁された。

民間業者による受け入れについては、民間事業者が受け入れる場合にも、市町村が受け入れる場合と同様に市町村及び住民の理解を得ることが必要であることから、受け入れ申出書を市町村に提出するよう依頼した。民間事業者からの具体的な申し出については県にはまだ来ていないと答弁された。

除染に対する補助金交付については、もともと、発電所近辺の高線量地域と群馬のような汚染はされているが低線量な地域と、二つの除染メニューがあった。群馬は低線量地域の除染メニューを実行することになっているので、一般住宅の屋根の高圧洗浄などはメニュー外であり、国の方針が変わったわけではない。面的に、１時間当たり0.23マイクロシーベルト未満の区域には補助金が出ない可能性があると答弁された。

また、今後の委員会運営について協議した。

カ　決定事項

・東日本大震災に係る災害廃棄物の広域処理推進に関する意見書を発議すること及び東京都内の災害廃棄物処理施設を調査することを決定した。

（８）第７回

ア　日　　時　　平成２４年３月１３日、１４日
イ　場　　所　　議事堂　２０１委員会室
ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、、村岡、橋爪、井田、

あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、薬丸、小川の各委員

エ　執行部出席者

【総　務　部】総務部長　危機管理監　総務課長　震災被災者支援室長　学事法制課長　危機管理室長　消防保安課長

【企　画　部】企画部長　総合政策室長

【生活文化部】ＮＰＯ・ボランティア推進課長

【健康福祉部】医務課長　介護高齢課長　保健予防課長　子育て支援課長　精神保健室長　食品安全課長　衛生食品課長

【環境森林部】環境森林部長　環境保全課長　廃棄物・リサイクル課長　きのこ普及室長

【農　政　部】農政課長　生産環境室長　蚕糸園芸課長　畜産課長　農村整備課長

【産業経済部】産業政策課長　物資・エネルギー対策主監　商政課長　観光物産課長

【県土整備部】建設企画課長　交通政策課長　道路管理課長　砂防課長　下水環境課長　建築住宅課長

【企　業　局】水道課長

【病　院　局】総務課長

【教育委員会】管理課長　管理課建築主監　義務教育課長　義務教育課指導主監　高校教育課次長　スポーツ健康課長　スポーツ健康課指導主監

【警 察 本 部】交通規制課長　警備第二課長

オ　質　　疑

市町村との防災対策の連携については、県だけでは対応しきれない部分もあるので、市町村の協力を得ながら進めていく。地域防災計画の修正の中で市町村の意見を聞いているほか、地震防災戦略の策定においても市町村の意見を入れていく予定であると答弁された。

大規模な原発事故が起こった際の対応については、国の原子力施設等に関する防災指針や防災基本計画の見直しを踏まえて、随時必要な地域防災計画の見直しを検討していく。万一、首都直下型地震が発生し、県内に被害があれば、災害対策本部を設置し対応する。原発事故発生時には、モニタリングポストの数値等を踏まえて、対応を検討することになる。市町村が大きな被害を受けてしまい、県へ支援要請ができない場合は、現地に職員を派遣しまた、自衛隊へ連絡し、調査を行ってもらうということも考えている。まずは、情報収集が重要である。群馬県が支援を受ける側になった際の受援計画については、全国知事会、関東地方知事会等の協定により、支援を受けることとなる。県の防災行政無線は、地上系と衛星系の２回線あり、孤立化対策として衛星携帯電話を持っている。市町村でも、防災行政無線とともに衛星携帯電話等、複数確保してもらうよう働きかけていきたい。消防団員の安全確保については、現在、消防庁が「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設けて検討中であるなどと答弁された。

被災地へ派遣された職員の活動報告書については、年度内を目途に、記録誌という形で作成する予定である。防災教育の充実については、安全教育の一環という位置づけで各教科で取り組んでいるが、具体的な事例についても検討し、必要に応じ

て取り入れていきたいと答弁された。

危機管理監のあり方については、危機管理の最高責任者は知事であり、各部と連携しながら、知事、副知事をいかに補佐するかが重要だと考えている。また、自衛隊、警察など防災関係機関との連絡調整は管理監が一元的に行うこととなっており、いかに知事、副知事を的確に補佐できるかを常に念頭に置いて職務にあたっている。危機管理室と消防保安課は危機管理監が統括し、危機事案発生時には、危機管理に関して全ての部局に絡んで情報収集し、全庁的な調整を行うものであり、知事を補佐しながら対応していくこととしていると答弁された。

自主防災組織については、組織率は全国の平均を上回るが、活動の活性化が重要だと考えている。防災訓練に自主防災組織の方に参加していただくと意識が高まる効果があると答弁された。

県外からの避難者に対する支援については、生活圏としてのコミュニティ形成が基本であり、避難者相互の交流機会を多く設けることが有効であると考えており、市町村や支援団体と連携した支援を行っていく。避難者の就労支援については、産業経済部、群馬労働局、福島県と連携して取り組んでおり、求人情報の提供やフリーダイヤルによる相談支援などにより避難者の就労支援を行っている。求人情報を定期的に市町村を通じてこれまで延べ40回以上情報提供していると答弁された。

被災地からの避難児童生徒については、小中学校の例を挙げると、２月１日現在、群馬県に住所を移した者が62名、住所を移していない者は171名であり市町村教育委員会等と連携して今後の動きを敏感に察知し、学力保障及び心のケアに万全を期したい。小学６年生及び中学３年生の具体的な進路希望については、調査を行っていないため把握していないが、群馬県の児童生徒と同じように、通える範囲の学校を希望をしていると考えている。高校３年生５名のうち、４名が大学、短大、専門学校に合格していると聞いている。上毛学舎の利用については、前向きに対応したい。いじめを受けているという事例は報告を受けていないが、心の悩み等を抱えて学校に行きづらい児童生徒はいると聞いているなどと答弁された。

各学校の防災マニュアルの見直しについては、①停電への対応、②児童生徒が帰宅できない場合、待機場所をどうするかなどの対応、③地震に対して統一的な対応がとれなかったことなどの課題を示し、市町村のマニュアル作成の参考にしていただくとともに、文部科学省の「学校防災マニュアル作成の手引き」についても、併せて年度内に各学校に示していきたい。防災教育・防災管理を中心とした学校に関する安全指導者の養成研修に小・中・高・県教委の代表的な指導者を派遣し、地域の防災責任者の指導をさせていきたいと考えている。児童生徒の安全確保については、父兄への引き渡しは原則であり、緊急の場合には学校長の判断で子どもにとって一番安全な方法を選択することになる。県立学校についても、子どもは親の顔を見て手から手に渡す、子どもの安全は学校が守るという体制作りを推進していきたいと考えているなどと答弁された。

放射線副読本については、今まで放射線に関する基本的な資料がなかったため作成された。副読本を放射線について学習するための手がかりとして扱い、新聞やテレビ等の報道も活用して学習を深めてもらいたいと考えている。それぞれの実態に

応じて、児童生徒の心に配慮し、放射線に対する正しい知識を指導するよう促していきたい。この副読本を使って教えるとすれば、放射線は必要以上に浴びると人体に危険を及ぼすということはしっかり教えたい。その上で、数値については、今の新聞ではどうなっているか、テレビではどうなっているか、これを調べてみようというのが、この副読本を使った授業の展開と考えており、現場の小中学校の教員を集めた研修においては、今説明したことをしっかり浸透するような研修をしていきたいと考えている。副読本の作成を素人が集まって思いつきで行うと、不安や恐怖を駆り立てることになる。副読本を有効に活用するためには、教員の研修をする際に、県内の大学の有識者等の有能な知識を持っている方々に協力していただける体制を整えることが、一番現実的であると考えているなどと答弁された。

学校等における空間放射線量の測定については、検査地点等、線量測定の取り扱いについては文部科学省で決め、小中学校については、設置主体の市町村がホットスポットを含め、きめ細かく調査していると答弁された。

学校給食の放射能検査については、検査機器の取り扱いは複雑なものではないと認識しているが、今後、担当者を対象にした研修会の開催など、必要な技術は習得していただくこととしており、各事務所に補助職員を配置し検査態勢を整えていきたいと考えている。希望しているすべての市町村のニーズに応えられるものと考えていると答弁された。

学校給食のモニタリング事業については、県内６箇所の給食センターを選定し、そこで提供する食材一週間分を集めて、継続的な検査を実施する。各担当部局で必要な検査は実施しているので、基本的には安全な線量と認識しているが、より一層の安全安心の確保の観点から放射性物質の有無や量について継続して検査するものである。測定の基準値は40ベクレルを基準と考え、公表については、測定を実施する市町村で行うものと認識している。地域性等を考慮し、各学期ごとに２事業所を選定し、年間６事業所について実施する。基準を超える測定値が出た場合には、調査食材の使用を中止し、原因の徹底調査が必要と考えているなどと答弁された。

被災地の本格復旧による県内公共事業への影響については４月から被災地の復興が本格化され、本県からも人や機材などが行くことが想定される。どの程度の業者が被災地に応援に行くのか、どの程度の機材や人員が県内に残るのか建設業協会と協力して整理し、対応を検討していきたいと考えていると答弁された。

下水汚泥の処理については、放射性物質の濃度は低下傾向にあり、従来手法と同様にセメントや肥料などに利用し、県内18市町村処理場のうち10市町村では通常どおりの処理を行っているが、５市町村では計955ｔの下水汚泥等を保管し、３市町村では焼却灰等を保管している状況である。管渠内には放射性物質の残留はないと思われるが、ポンプ場内の計測は今後サーベイメーターによる計測を実施したいと答弁された。

応急仮設住宅については、応急仮設住宅の必要戸数は、各市町村の世帯数の３％を目安としており、これに対応可能な用地として３年毎に調査・集計している。建設予定地には、ガスについてはプロパンガスで対応可能であり、電気・水道については簡単な工事により、引込み可能であることを条件として建設予定地を選定して

もらっている。災害救助事務指導費は福島県等からの避難者に応急仮設住宅を提供する家賃等を計上したものであり、当該経費は最終的には全額被災県から支払われることになっている。応急仮設住宅は本県では、公営住宅や民間アパートなどを応急仮設住宅として避難者に提供していると答弁された。

道の駅利用については、道の駅を防災拠点とするよう、市町村毎に県が協定を結んでおり、非常用電源についてはこれから対応していきたいと答弁された。

震災時特有の事故・犯罪等については、県内では、義援金名目の詐欺や燃料不足に伴うガソリン盗等が発生し、被災地では、避難区域で空家等を対象とした空き巣事件等が発生しているが、本県ではそうした環境になく、かかる状況はなかったと認識している。警察の災害警備活動は、救出・救助、捜索、避難誘導、緊急交通路の確保のほか、犯罪の予防・検挙等に当たることであり、パトロール等警戒強化を図り、平素から広報紙等を活用するなど、住民の防災意識の高揚に努めていきたい。自動起動式発動発電機は31基であったが、平成23年度に20基を整備し、24年度以降においても、３年計画で50基を整備する計画であるなどと答弁された。

バックアップ機能の誘致については、市町村や経済団体と意見を交わしながら進め、11月には県内全市町村や経済団体を構成員とする「バックアップ機能誘致協議会」を設立し、官民一体となって取り組んでいくこととなり、２月には民間のコンサルタントや、国土交通省の検討会議の座長をしている東京大学の大西先生を呼んで「バックアップ機能誘致セミナー」を開催したほか、ピーアール用のリーフレットも作成して、誘致活動を進めているところである。誘致の対象を、企業の生産・物流拠点、データセンター等の情報型産業の拠点、行政機関のバックアップ機能としているが、対象が幅広いため、どのような機能に焦点を当てて進めていくか、市町村や経済団体ともよく相談し、しっかり検討して誘致活動を展開していく。できるだけ焦点を絞って、早く取り組んでいきたい。国には、昨年７月に、政策要求という形で要望を行っている。企画部だけでなく、産業経済部や企業局となど、全庁を挙げて取り組んでいくべきものと考えている。知事も本会議で答弁しているとおり、しっかり取り組んでいきたいと考えている。都道府県間の協定に関しては、全国知事会や関東地方知事会等で相互応援を行う仕組みを持っており、お互いの地域の防災力の向上に取り組んでいけばバックアップ機能の誘致も進むと思うので、バックアップ機能誘致協議会などで検討してまいりたい。

がれきの受入れについては、住民の理解を得ることが重要であり、市町村等が行う住民説明会には県も加わり、バックアップし理解を得ていきたい。政府からの文書依頼は災害廃棄物処理特措法によるもので、法的義務が生じるのではなく、協力依頼となるものと思っている。情報の問題については、受入れに反対している人が正確な情報を知らないという状況もうかがえ、広聴で寄せられた質問について、丁寧に回答するようにしている。「みんなの力でがれき処理」プロジェクトが発足し群馬県知事と中之条町、東吾妻町と高山村の３町村長で発起人として参画しており、強い決意を持って望んでいるところであると答弁された。

今回の震災における災害廃棄物の量は岩手、宮城、福島の３県の沿岸部で2,250万トンである。広域処理の対象は岩手県と宮城県のもので、岩手県で476万トン、

宮城県で1,569万トンであるが、広域処理の希望量はこのうち、岩手県で57万トン、宮城県ですべてではないが約350万トンである。県内市町村受入能力は既存施設では、焼却が年６万トン、破砕が年1.4万トンであると答弁された。

民間施設の受入については、民間施設を活用するとしても元々産業廃棄物処理施設であり、処理する廃棄物の種類の制限もあり簡単に処理可能といえる状況ではない。また処理後物をどう処分するかという問題もある。民間事業者に対しては依頼を行った。がれきの受入れに反対している人の被災地視察は、基本的には市町村で対応するべきことと考えている。廃棄物に係るデータ等の公表は廃棄物・リサイクル課が所管し今後も積極的な公表を継続する。今回の吾妻東部衛生施設組合の取り組みにおいても、その場に出席し、直接質疑等に答えていると答弁された。

環境資源保全協会等との協定については、県内で処理が困難な状況が生じたときに団体に協力要請を行うことを基本とし、広域処理が必要な場合は、それに準じて行うものである。今回は国自身が震災廃棄物対策指針に基づき処理を進めようとしたが、放射性物質による汚染の不安を背景に処理が進まず、別に広域処理ガイドラインを作成し処理を行う体制がとられていると答弁された。

相互協力については、我々もその気持ちがあり、市町村長や民間業者に依頼してきた。県としても情報発信していきたいし、市町村に対しても説明していきたい。「みんなの力でがれき処理」プロジェクトが発足し知事も発起人として名を連ね、全力で取り組む決意をしたところである。３月17日の環境大臣訪問については、主催者は中之条町であり、大臣が全体説明会での挨拶の中で、協力をお願いすることが主な内容である。東京が受け入れた被災地のがれきと比較した群馬県の状況については、群馬の焼却施設の焼却灰は3,000～6,000ベクレル／kgのレベルである。群馬と比較して岩手のがれきは放射能のレベルが低い。県は放射線に対する安全性を説明し、全力で市町村をバックアップしていきたい。民間施設のがれき受入れの余力は焼却で年間１～２万トン、木くず等の破砕で年間20万トン程度。災害がれきは一般廃棄物であるので、市町村が受け入れると判断しなければ民間は受け入れることができない。市町村の理解がないと受入れは進まない。安全であることを確認し住民の同意が得られるよう努力することが必要と考える。当事者意識を持って対応したいなどと答弁された。

放射線による健康への影響に関する有識者会議については、放射線の健康に及ぼす影響をどう考えるかということに意見をいただくために、県として委員の方々をお招きした。今後は公開したいと考えている。また、メンバーの方々の所属、氏名については、ホームページ等で公開している。何れにしても、重要な事柄を検討するために、有益な意見を伺う場と認識している。放射性ヨウ素に対する子どもへの影響については、現在のところ健康調査は必要ないと考えているが、福島県の調査を注視しながら県としての対策を進めたい。会議は専門的かつ長期的な視点から幅広く有識者の意見を求める場となっており、違和感を感じるとの意見は届いていない。次回からは会議を公開にする考えであり、意見をどのように集約するかは考えていきたい。福島第一原発事故の状況は、それ以前のチェルノブイリやスリーマイルの事故とは規模に多少差があるため、どのような影響が今後出るかは福島県の状

況を注視するしかないと考えている。何年後かに必要性が生じたから調査をするとなった場合は対象が特定できれば、福島県が行った手法を利用できると考える。体制についても、放射性物質の専門家や甲状腺の超音波検査の専門家は確保できると考えている。現状では、100ミリシーベルト未満の線量では、症状あるいは検査結果から因果関係を結びつけることは難しい場合もあると考えている。会議のメンバーについては、放射線治療、放射線測定の専門の方々に来ていただいており、現在群馬県で考えられる専門の方々を選んでいると認識している。100ミリシーベルト以下の健康への影響については、いくつか仮説があり、専門家によって見解が異なり色々な意見があると申し上げた。有識者会議は、現在、考えられる放射線防護を基礎とした放射線治療、放射線測定の専門家の方々に来ていただいているなどと答弁された。

災害に備えた医療体制については、内閣府の「広域医療搬送システム」により定められており、具体的には、ヘリコプター等で県内に搬送された患者は、県ＤＭＡＴチームが診断した後に、患者の具体的な症状に応じて、県内の各医療機関へ救急搬送することとしている。現在、県内15病院を災害拠点病院として指定し、ある程度の量の食料、飲料水、医薬品を備蓄しているが、備蓄量についての具体的な基準は定められていない。こうしたことから、現在、国の「災害医療等のあり方に関する検討会」において、災害拠点病院は３日間程度分の食料、飲料水、医薬品を備える、との考え方が議論されてる。災害発生時には、救急患者を医療機関へ迅速に収容することが重要であり、そのための訓練・講習が行われている。かかりつけ医に対する訓練については、地域の医師会の中にはマニュアルづくりや訓練に参加するなど、取り組みを行っているところもあり、県として今後とも必要な対応を図っていきたい。災害発生時のトリアージ等については、ＤＭＡＴについては、来年度中に全ての災害拠点病院への配備が完了する計画であり、今後は各災害拠点病院に複数チームが配備されるよう体制整備を進めていく予定であると答弁された。

放射線の測定については、空間放射線量率に関する情報を当初から出し続けている。それに加えて降下物のデータも公表しており、この公表により人工放射性物質だけでなく、自然界には放射性物質があることも県民に伝えていきたいと考えている。ホールボディカウンタなどを使った検査を含めた健康調査は、今のところ必要ないと考え、福島県の調査の状況を注視していきたい。放射性物質を封じ込めるような薬剤については、水中に溶けているセシウムについては一定の効果があると言われているが、土壌に関してはこの薬剤の効果は少ないと思われると答弁された。

放射性物質による食の安全の問題については、施行予定の新規準値は、食品安全委員会での評価を経て、科学的根拠に基づき設定された十分安全な基準値と認識している。これまで県産の農産物等を9,680品目検査して100ベクレルを超えたものが1.1%程度、県内で流通する食品はシカ肉ハム１品目が超えるのみであった。関係部局や市町村とも連携を図りながら地域、品目についてより注意しながら検査及び体制整備を進めたい。小児医療センターにおいて、摂取量が多い食材を週１回づつ測定している。その他の病院における実施については、今後検討していきたいと答弁された。

県産農産物等への放射性物質の影響については、平成23年産米の販売状況へ影響があったとの話は聞いていない。昨年秋に101か所の玄米を検査し、そのうち２か所でキロあたり53ベクレル、61ベクレルの数値が出たので、土壌からの吸収抑制に効果があるカリ肥料の施用やｐＨ調整、場合により深耕といった対策を取っていただくよう、チラシを作成、配布して農家を指導している。安全・安心・新鮮なものを求めており、これは群馬ばかりでなくどの県でも同じである。本県では、知事のトップセールスをはじめ、様々なＰＲを行っており、今後も引き続き安全・安心・新鮮をＰＲしていくしかないと思っている。しいたけについては３、４月に風評被害で落ち込み、12月に乾しいたけの８市町村での出荷自粛の影響などもあり、相当減少していると思われる。新年度予算の試験研究費については、北関東３県はしいたけの露地栽培が盛んであり、同様に被害を受けているため、今まで被害対策についての情報交換をしてきた。今後も技術的に連携して進めていきたいと答弁された。

解禁した赤城大沼のワカサギについては、暫定規制値を３回連続で下回ったことから、食用に供させないということを漁業協同組合に確認した上で解禁した。釣ったワカサギは全て回収されている。水産試験場でも、モニタリング調査や環境調査を行っており、原因を解明しながら、対策も検討していく。平成24年度に魚、水生生物、水、底泥に関して群大などとの共同研究を始める予定であり、水産試験場では、ワカサギにセシウムの影響がないプランクトンを食べさせて、減少を調べている。水産庁とも連携し、前橋市とも協議しながら対応していくと答弁された。

原発事故の風評被害に係る損害賠償については、２月29日現在で、請求書配布数960事業者、請求数568事業者、支払数184事業者となり、この数値の約半分が宿泊業、残りの半分が宿泊業以外の事業者の数値である。県弁護士会に対しては、昨年８月に示された原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の内容、県の損害賠償に関する説明会、賠償基準の見直しについての本県から東京電力あての要望等について、情報を提供してきたところである。それぞれの業界の事情もあり、観光業については金額が公表されていない。賠償金には基本的には課税されるものと認識しているが、事業者の意見を聞きながら対応を検討したいと答弁された。

福島第一原子力発電所事故による損害賠償手続きに係る相談窓口については、商工会や商工会議所において中小零細事業者を対象とした相談窓口を設置し、相談に応じている。東京電力においても相談窓口を設けているので、個人はそちらで相談に応じてもらえるものと考えている。各農家の損害賠償は、ＪＡグループが設置する「農畜産物損害賠償対策群馬県協議会」でとりまとめて、一括請求している。ＪＡ出荷者以外も市町村で相談にのっており、全ての農家が請求できるよう周知していると答弁された。

災害時等におけるガソリン等燃料の供給については、昨年11月に締結した協定により、避難所等からライフライン施設、病院、福祉施設、緊急通行車両及び訪問車両等、市町村や民間事業者にまで対象を広げた。災害対策本部において優先順位を決定していく。国家備蓄については、国においても検討を行い、来年度予算も増額しているところだが、具体的な整備方針については新年度から検討を行うとのことである。県ではＬＰガス協会と災害時の協定を結んでおり、いざという時に備えて

いる。エネルギー政策全般については、国で検討している。日ごろから連携を取りながら進めていきたいと答弁された。

電気料金値上げについては、中小企業をはじめ産業界に大きな影響があることから、群馬県として他県に先駆け、１月20日に要望を行ったところである。関東地方知事会としての要望については、埼玉県が東京電力の回答を代表受領している。中小企業を対象とした夏期の割引メニューが示されたものの、要望に対する回答としては全体として不十分なものであると答弁された。

避難所として指定されている公共施設については、地域防災計画で、市町村が避難所を指定する際は、災害に対する安全性に配慮することになっており、耐震化もしていただいていると考える。指定された避難所又はその近傍で、飲料水を備蓄するよう努めるものとしており、今後、地震防災対策の戦略を練っていく中で、まず市町村と連携して実態把握に努め、対策を考えていきたいと答弁された。

避難所における認知症の方・家族への支援については、認知症の方と家族が、避難所で安心した生活が送れるような主旨でマニュアルを作成した。このマニュアルは、平常時から、災害への備えをサポートし、災害が起きた時の安全な誘導等も含め、県、市町村、家族や支援者、介護保険サービス事業所の役割をまとめたものであり、県のホームページに掲載したり、関係者等に配布することにより、できる限り広く周知していきたい。平常時から介護職等の専門職のチームを組織化し、災害時に派遣できるシステムづくりも必要と思われるので、今後研究していきたいと答弁された。

メール配信等による住民への情報伝達については、市町村で行っていただいている。県は市町村や防災関係機関へ情報提供を行っている。県民への迅速的確な情報提供は重要と認識しているところであるが、市町村との関係、予算等の関係があり、今後システムの更新の中でどうしていくか等、検討課題として認識していると答弁された。

水道管の耐震化の促進については、全国平均が31.0%のところ群馬県は39.4%で、全国の順位は８番目である。今後も、水道事業者に適切な計画を立ててもらい、それを支援していきたいと答弁された。

他県・他団体との応援体制については、産業経済部では商工会・商工会議所などから情報を収集している。「がんばろう群馬！産業支援本部会議」や「がんばろう群馬！産業支援本部連絡調整会議」で各部局と情報共有を行った上で、必要なものについては国に要望するなど適切に対応していきたい。他県や民間事業者とも応援協定を結んでおり、色々な組み合わせで対応できるよう検討していきたいと答弁された。

カ　決定事項

２４年５月定例会まで委員会を存続し、引続き調査・審査することを決定した。

（９）第８回

ア　日　　時　　平成２４年４月１７日

イ　場　　所　　新江東清掃工場内会議室

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川の各委員

エ　執行部出席者　【総　務　部】危機管理監
【環境森林部】環境森林部長　廃棄物・リサイクル課長

オ　内　　容　　同日に実施した近県調査の結果を踏まえ、「東日本大震災による災害廃棄物の広域処理推進についての提言」を行うことを全会一致で決定した。

(10) 第９回

ア　日　　時　　平成２４年５月１６日

イ　場　　所　　議事堂　２０１委員会室

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川の各委員

エ　執行部出席者　【総務部】総務部長　危機管理監　危機管理室長

オ　内　　容　　提言案を協議し、提言を行うことを決定した。
また、委員会の審査を終了し、５月定例会で議長あて委員会報告書を提出することを決定した。

4　県内外調査について

（1）県外調査

ア　日　　時　　平成２３年７月１３日～１４日

イ　場　　所　　◎国土交通省東北地方整備局（宮城県仙台市）
◎宮城県女川町役場（宮城県女川町）
◎宮城県多賀城市役所（宮城県多賀城市）
◎福島県庁（福島県福島市）

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川　の各委員

エ　執行部出席者　【総務部】総務部長、危機管理監、震災被害者支援室長

オ　内　　容

３月１１日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に地震、津波、火災等により、広範かつ甚大な被害が発生し、未曾有の大災害となった。本県においても、人的被害や建物被害が発生し、その後も放射性物質の放出による健康被害への不安をはじめ、電力不足等による企業活動の停止、農産物の出荷制限や風評被害、観光客の大幅な減少など、多方面にわたり深刻な影響が出ている。

こうした状況の中、東日本大震災における県内被害対策と大規模地震対策について、被災地に直接出向き、被災の状況や被災地の行政の生の声を聞く必要があると考え、各団体を調査した。

◎国土交通省東北地方整備局

東北地方整備局においては、被災地の復旧、復興のための最重要課題である緊急輸送道路の確保にあたり、東北道、国道４号から沿岸部の国道６号、455号への進

出のための「くしの歯」作戦を展開し、いち早く救援ルートを確保したところである。災害時における緊急輸送道路の確保対策などを調査した。

◎宮城県内市町村（女川町及び多賀城市）

宮城県の各市町村は、地震及びその後の津波により、行政機能に支障が出るような大きな被害を受けている。特に女川町においては、役場を小学校校舎に移すなどして対応をしているところである。災害時における公共団体の業務や災害対策本部の状況を調査するとともに、被災地から他県への要望事項等を調査し、今後の大規模地震対策に資するよう調査を行った。

◎福島県庁

福島県においては、福島第一原子力発電所の地元であり、その事故に伴う放射性物質被害対策について、被災地の行政として、特に農産物への被害対策と、学校における放射能対策について、今後の大規模地震対策に資するよう調査を行った。

カ　主な質疑

＜国土交通省東北地方整備局＞

・災害に対する日頃の備えについて
・道路を啓開するための機器について
・自衛隊や警察との連携について
・孤立集落への対応について
・防災ヘリの活躍について
・支援物資について
・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥについて

＜女川町及び多賀城市＞

・津波の高さの予測について
・今後の復興計画について
・仮設住宅の整備について
・地震から津波までの時間について
・防災無線の状況について
・防波堤の破壊状況について
・自主防災組織の活動について
・災害ボランティアセンターについて
・災害廃棄物の臨時置き場について
・義援金の配付について
・行政事務の応援について
・消防団の活躍について
・市民の協力体制について

＜福島県庁＞

・放射能ホットスポットについて
・ホットスポットの調査、対策について
・農産物対策について
・放射能の海への流出と食物連鎖について

・放射能問題の終息期について

（２）近県調査

ア　日　　時　　平成２４年４月１７日

イ　場　　所　　◎高俊興業(株)臨海エコプラント（東京都大田区）
◎新江東清掃工場（東京都江東区）

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川　の各委員

エ　執行部出席者　【総　務　部】危機管理監
【環境森林部】環境森林部長　廃棄物・リサイクル課長

オ　内　　容

東日本大震災にかかる災害廃棄物の処理については、当該県だけではその処理ができず、各都道府県で広域的に処理をすることが、課題となっているが、放射性物質の汚染状況や、情報料の不足により、受入に慎重となっている地方公共団体が多いのが現状である。

東京都ではいち早く手を挙げ、率先してその処理を行っている。東京都内の処理施設で災害廃棄物の処理状況を確認し、災害廃棄物の広域処理推進に資するよう調査を行う。

－高俊興業(株)臨海エコプラント（東京都大田区）－

東京スーパーエコタウン事業の建設系混合廃棄物処理施設として平成16年2月から稼働している高精度選別再資源化システムを構築し、粉じんやダスト等のリサイクルに適さない砂分を粒状にし、再生建設資材として有効活用している。

岩手県宮古市の災害廃棄物の破砕処理を行っている。

－新江東清掃工場（東京都江東区）－

新江東清掃工場は東京二十三区清掃一部事務組合が運営している焼却施設である。組合では「宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意」に基づき、広域的に処理することが必要な宮城県女川町の災害廃棄物を処理することとしている。

その受入に当たっては、東京都内の清掃工場等で週毎に受入計画を策定している。

（３）県内調査

ア　日　　時　　平成２３年１１月２８日

イ　場　　所　　◎日本オイルターミナル(株)高崎営業所（高崎市）
◎県央水質浄化センター（玉村町）
◎五料橋（玉村町）

ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川　の各委員

エ　執行部出席者　【総　務　部】危機管理監
【産業経済部】産業政策課長、物資・エネルギー対策主監
【病　院　局】総務課長

【県土整備部】道路管理課長、下水環境課長

オ　内　　容

去る３月１１日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に地震、津波、火災等により、広範かつ甚大な被害が発生し、未曾有の大災害となった。本県においても、人的被害や建物被害が発生し、その後も放射性物質の放出による健康被害への不安をはじめ、電力不足等による企業活動の停止、農産物の出荷制限や風評被害、観光客の大幅な減少など、多方面にわたり深刻な影響が出た。

震災から半年以上経過した現在の県内の各関係施設を調査するものである。

◎日本オイルターミナル(株)高崎営業所

東日本大震災発生後、電力不足等から交通機関が麻痺し、物資輸送について支障をきたした。中でもガソリンの供給不足は、車社会である当県の通勤通学等に大きな影響があった。

日本オイルターミナル(株)高崎営業所は、群馬県内の石油製品の鉄道輸送とその保管・出荷に至るまでを一貫して行っており、一旦タンクに貯蔵されたのち、タンクローリーなどで出荷される。出荷は生産と消費を結ぶ重要な役割を果たしている。震災当時の状況や今後の大規模地震時の安全性等について調査した。

◎県央水質浄化センター（玉村町）

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出は農作物から観光被害まで、県民の生活や経済に多大な影響を与えている。

そのなかで、下水汚泥の放射性物質は５月の検査時から検出されており、再資源化できない汚泥は最終処分場へ埋立て処分をするまでの間、保管している状況にある。その保管状況及び今後の処分等対策に資するため調査を行った。

◎五料橋（玉村町）

今回の大震災で五料橋は、玉村町側から数えて５つめの橋脚の位置で、橋の走行路面に約４センチメートルの段差ができ、車両の通行ができなくなった。

４月１日には仮復旧、４月２０日には全面復旧したところである。

工事箇所、当時の全面復旧までの状況についてなど、今後の対策に資するため調査を行った。

カ　主な質疑

＜日本オイルターミナル(株)高崎営業所＞

・震災後の課題について
・施設の耐震強度について
・製油供給ルートについて
・3.11時の供給状況について
・首都直下型地震への対応について
・3.11時の製油入荷量の変化について
・非常電源について

＜県央水質浄化センター＞

・１日の汚泥発生量について
・放射性物質を含む汚泥の処理について

・汚泥の保管状況について
・放射性物質調査測定開始時期について
・汚泥の製品利用の基準について
・流入水、放流水の放射性物質調査について
＜五料橋＞
・事故判明の理由について
・支出費用の詳細について
・他の橋梁の状況について
・工法について

5　委員会説明会について

ア　日　　時　　平成２３年１１月２８日
イ　場　　所　　議事堂２０１委員会室
ウ　出席委員　　松本委員長、岩井副委員長、中村、大沢、村岡、橋爪、井田、あべ、酒井、高田、金井、原、安孫子、藥丸、小川　の各委員
エ　説 明 員　　東京電力(株)群馬支店　原支店長、坂口副支店長、稲垣副支店長ほか東京電力職員
オ　内　　容　　東京電力(株)群馬支店長ほかから、東日本大震災による福島第一原発事故に係わる県内の放射線被害の賠償状況等について、「農産物等被害への賠償状況」「観光業の風評被害への賠償状況」「今冬の電力需給見通し」について説明を受けた。

カ　質疑内容

電力供給については、県内への供給電力が、どこで発電されたものか判別することは物理的に難しい。火力等も含めた全体の供給電力として約5,000万ｋｗから約3,000万ｋｗに減り、当日は県内でも大規模な停電となり、ご迷惑をかけた。東電管内の原子力は、柏崎の７基800万ｋｗ、福島の10基900万ｋｗである。今夏は火力でまかなったが、中長期で考えていかなければならない問題である。今後、万が一の計画停電の際は今春とは違った形で考えている。病院等きめ細かく対応したり、不公平感の問題を含めてブラッシュアップしたい。現在、群馬支店管内では、神流川発電所２号機の建設等を進めているが、水力は地点が限られ時間もかかるため、即効性のある対応としてはガスタービンの増設等となる。24年３月末に柏崎刈羽原子力発電所が定期検査に入り、実際に４月以降ゼロになり、夏に向け原子力ゼロの状態でやりくりして行かなくてはいけない。政府は、来夏は法による強制的な節電を避けたい意向のようであり、電源の確保が課題である。来夏は、なんとか5,700万ｋｗ程度確保できる見通しであるが、今後の火力の復旧やガスタービン等の緊急整備等を含めたものであり、政府とも相談し、あらためて節電のご協力をお願いしていくことになる。太陽光は、県内では家庭で設置しているものがほとんどで、数字には現われていない。将来的にはメガソーラー等ができれば数字も出てくると思うなどと答弁された。

原発事故については、原発推進の中で安全が強調されていたが、今後は安全確保

に努め、理解していただくようにしたい。社内、また政府でも事故調査委員会が設けられているので、今回の事故を分析し対処して行きたい。広い範囲に重大な影響を及ぼし申し訳なく反省している。現在、事故について過小に公表したり等は全くないので、今後の進む道を外部からも監視していただければと思っているなどと答弁された。

損害賠償の状況については、福島原発の事故も終息しておらず、賠償の終期も定まらない。賠償対象によっても終期の考え方が変わってくるが、事象ごとに定めていきたい。また対象も多岐にわたり、それぞれ申し出をいただいているが、個別にフォローさせていただいているところである。原子力損害賠償機構と特別事業計画を作成しており、機構からの借入金については利益から返済して行くが、これからの議論として、原子力の再稼動や料金制度等を含めた制度関係の議論がなされるものと考えている。私どもとしては、最大限、効率的経営に努めてまいりたいなどと答弁された。

観光業への損害賠償については、当初は、原発事故以外の要因による減少率として通期で20%としていたが、前半３ヶ月を20%、後半３ヶ月を０%に見直した。これを基本としているが、事業者ごとに個別対応したい。宿泊事業者のほか、観光地の飲食店、みやげもの店等も含まれている。対象者を把握することが難しいが、クリーニング業等の間接的な損害を受けられた方も含めて、県観光局にもご協力いただき進めている。説明会を行った際も県観光局にはバス・タクシー業界等にもお声掛けいただいた。業種を限定するつもりはないので、きめ細かく対応して行きたい。観光業への賠償については、事故以外の要因をどのように見るかについて異論が多かったということである。また請求書式についても分かりにくいとのご指摘があった。今般の基準の見直しについては、評価いただいているので、申し込みが加速化するものと期待している。また、県内への避難者の方も含めて、個別にご説明にあがる等の取り組みも進めているなどと答弁された。

放射性汚泥の問題については、東電としても知見を持ち合わせておらず、各所からご意見をうかがいながら、賠償の対象等の基準作りをおこなって行きたいと答弁された。

県議会とのコミュニケーションについては、一つには東京電力側から長期の計画が出た段階で、もう一つには県議会からの要請を受けた段階で、その都度やり取りをして行きたいと答弁された。

6　委員長報告について

９月定例会及び１１月定例会最終日に、付託議案の審査経過と結果、及び付議事件の審議概要に関して委員長報告を行った。

＜９月定例会委員長報告概要＞

大規模地震対策特別委員会における審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は３月11日に発生した東日本大震災における県内被害対策と、大規模地震対策について一体的、横断的、集中的に審査を行うため、５月定例会で設置されました。

７月には、宮城県、福島県内の被災地に赴き、その現状を自らの目で確かめ、現場の

生の声を聞き、対策をいかにとるべきか、議論を続けているところであります。

以下、これまで議論して参りました、主な内容について申し上げます。

東日本大震災に係る電力及び生活・産業関連物資の供給不足対策につきましては、震災直後にガソリン不足が生じましたが、今後、もし同じ状況になったとき影響を軽減できるかなどの対策について質疑されました。

また電力不足の問題については、今夏の節電の状況やこの冬の電力需給の見通しについて質疑されました。

次に、福島第一原子力発電所事故に係る県内の放射線被害対策については、放射性物質の人体に与える影響について県民健康科学大学教授から説明を受けるとともに、放射線量の測定値の推移状況や健康への影響などについて質疑されました。

特に子どもへの影響が大きいことから、給食食材の検査状況や放射線教育など、学校における影響や対策について質されるとともに、子育て中の母親への対応についても質疑されました。

また、放射性物質による農産物被害に対する損害賠償請求の状況や、観光業の風評被害への対応について議論が交わされました。

そのほか、水道水の検査状況、下水汚泥処理、放射線測定器の正確性、除染の想定範囲などについても質疑されました。

続いて、東日本大震災に係る県内の産業支援については、7分野46の取り組みからなる「がんばろう群馬！産業支援総合対策」の各取り組みについて質疑されました。特に農業支援については、県産農産物の安全性のＰＲの状況や、農業者への「つなぎ融資制度」の活用状況について質疑され、観光支援については、群馬ＤＣの推進状況や各種観光ＰＲの状況について、さらには中小企業者の資金繰りの円滑化がなされたかどうか、などが質疑されました。

次に、大規模地震防災対策については、地域防災計画見直しの進捗状況や首都直下型地震を想定した備え、県総合防災訓練の大震災を踏まえた変更点などが質疑され、今後発生が予想される大地震対策として、今回の被害状況等を記録に残すことが重要との意見が述べられました。

その他、避難者支援の状況、消防・警察・行政の無線の整備状況、救援物資の活用方法、大震災時の犯罪対策、避難所の耐震化など、活発に議論したところであります。

なお、今回付託されました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上、申し上げて委員長報告といたします。

＜１１月定例会委員長報告概要＞

大規模地震対策特別委員会における審査経過と結果についてご報告申し上げます。

大規模地震防災対策では、地域防災計画見直しの状況について活発に議論されました。

計画の見直しにあたり、地震発生に対する認識と危機感について、まず当局の見解が求められ、科学的視点など専門家の意見や、被災地へ派遣された職員の声を反映させることが大切との意見が述べられました。

また、見直しについての県民意見はどのような内容で、計画にどのように反映するの

か、市町村の防災計画の見直しと一体的に進めているかなど、見直し方法について質疑されました。

さらに、首都直下型地震が発生した場合の大量の避難者の受入れも想定し見直しているか、学校の災害応急対策の見直しはどうかなど、見直し内容について質疑されました。

そのほか、防災会議委員等の状況、広域避難に係る避難所運営や再就職支援などの面での女性へのさらなる配慮、保育所、幼稚園、学校など子どもの通う施設によって差が生じない対策、計画書の分かりやすい編集など、見直し内容の詳細にわたり議論が交わされました。

なお、そのほか委員会の付議事件について、各般の議論が交わされましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

・災害時燃料供給協定について
・災害廃棄物受入れについて
・冬の節電について
・放射性物質の除染について
・県民の健康調査について
・学校給食の放射性物質検査について
・危機管理監の位置づけについて
・バックアップ機能誘致について
・地震被害想定調査について
・ハザードマップについて
・火山被害対策について
・自主防災組織について
・被災地派遣職員の経験の継承について
・支援物資について
・防災コンテナについて
・避難者支援体制について
・県有施設の耐震化について
・深層崩壊について
・石綿セメント水道管について
・応急仮設住宅について
・防災教育について
・災害時犯罪対策について
・停電時交通対策について

など各般にわたり議論されました。

また請願の審査結果でありますが、請願第１号について、一部誤記載による取り下げ願いを全会一致で承認したことなど、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上、申し上げて委員長報告といたします。

7　意見書について

（1）震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

平成２３年６月１０日の５月定例会本会議において発議案が付議され、同日採決の結果、全会一致をもって可決された。

議第８号議案

震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

３月１１日に発災した東日本巨大地震・大津波被害からの本格的な復興は被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなる。わが国全体が非常事態である今、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにつながる。したがって一刻も早い復興に向けて更なる補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発出することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。

しかしながら、本格的な復興に向けた大規模な補正予算編成を８月に先送りすることは、一刻も早く復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災民の気持ちに背を向けるものである。

よって、政府及び国会におかれては、今般の未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、早期に第二次補正予算を編成し成立を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２３年６月１０日

群馬県議会議長　南　波　和　憲

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣
国家戦略担当大臣
あて

（２）津波対策推進法案の早期成立を求める意見書

平成２３年６月１０日の５月定例会本会議において発議案が付議され、同日採決の結果、全会一致をもって可決された。

議第９号議案

津波対策推進法案の早期成立を求める意見書

３月１１日に、国内観測史上最大規模となるマグニチュード９．０を記録する東北地方太平洋沖地震が起き、それに伴って発生した大規模な津波は広範囲において未曾有の大惨事をもたらした。

とりわけ岩手、宮城、福島各県において被害が甚大であり、幾多の尊い人命が失われ、未だ多くの方々が行方不明となっている。特に犠牲となられた方のうち、津波により犠牲になられた方の割合が９２％とも言われている。また、地震とそれに続く津波により、福島県内の原子力発電所が壊滅的打撃を受け、電源喪失や電力不足による停電、農産物等における放射性物質の検出など、海のない本県においても、県民生活や産業活動に極めて大きな影響が生じている。

国会では平成２２年の通常国会に、津波対策推進法案が議員立法により提出されたが、いまだに継続審議のままとなっている。同法案は「津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定める必要がある」として、国や地方自治体による、１．津波に関する教育及び避難訓練の実施、２．「津波避難施設」の指定など施設の整備、３．ハザードマップ（危険区域図）の作成などを通じ、想定される津波被害の範囲の周知、４．津波対策について国際協力の推進などを定めている。

東日本大震災による大きな津波被害を後世に伝え、津波から国民の生命・財産を守る決意を示すためにも、津波対策推進法案の早期成立は急務であり、今通常国会で成立を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２３年６月１０日

群馬県議会議長　南　波　和　憲

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
防災担当大臣
内閣官房長官
国家戦略担当大臣
あて

（３）災害廃棄物の広域処理推進等に関する意見書

平成２４年３月１９日の２月定例会本会議において発議案が付議され、同日採決の結果、全会一致をもって可決された。

議第１号議案

災害廃棄物の広域処理推進等に関する意見書

被災地域の早期復旧に向け、東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物の速やかな処理は喫緊の課題であり、政府は、災害廃棄物の広域処理への協力を全国に呼びかけているところである。

しかしながら、福島第一原子力発電所の事故に伴い、災害廃棄物が放射性物質に汚染されているのではないかという不安が国民の間に広がり、災害廃棄物の受入れを躊躇する自治体が多く見受けられる。

放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理を進めるに当たっては、受入側の住民への説明と合意形成を図ることが大切であり、住民の不安払拭に向けた細やかな安全基準や取扱い等に関する指針を策定することが必要である。

よって政府は、災害廃棄物の広域処理の推進のため、次の事項について所要の措置を講じるよう強く要望する。

１　放射性物質汚染対処特別措置法の規定による指定廃棄物の基準（8,000ベクレル／ｋｇ）以下であれば安全である根拠について、国民に丁寧かつ明確に説明し、理解を得ること。

２　災害廃棄物の広域処理において、仮置場での保管から中間処理施設における処理、最終処分場における埋立に至るまでの各段階で放射線量等の調査を行い、調査結果を全面的に開示すること。

また、当該調査結果を踏まえた安全確保に関する措置及び安全面に関する情報提供を徹底して行うこと。

３　基準値を超える災害廃棄物の収集、運搬、処分、最終処分場の確保及び放射性物質の濃度が高く処分できない焼却灰の処理については、国が責任を持って対応すること。

４　広域処理の受け入れ先の確保に関しては、住民への説明と合意を基本に進め、国が主導的な立場で自治体間の調整を図るとともに、財政的な負担に関し万全を期するなど、総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年３月１９日

群馬県議会議長　　南　波　和　憲

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣
東日本大震災総括担当
あて

8　審査終了の決定について

平成２４年３月５日の委員会において、今後の委員会運営について協議し、付議事件の審査を終了することを決定した。

＜松本委員長　審査終了のあいさつ＞

（５月１６日の審査終了に伴うあいさつを記載予定）

東日本大震災による災害廃棄物の広域処理推進についての提言

わが国に未曽有の被害をもたらした東日本大震災から一年以上が経過したが、被災地の復興は思うように進んでおらず、現地に山積する災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっている。

膨大な災害廃棄物を被災県だけで処理するためには長い時間を要し、それは復興への懸命の努力を続ける被災県にとって、大きな足かせとなる。去る４月３日には岩手県議会議長ほか超党派の議員が来県し、岩手県内の災害廃棄物の広域処理について、群馬県及び群馬県議会への要請活動が行われたところである。

多くの国民、自治体が被災地支援の気持ちを持ちながらも、災害廃棄物の広域処理については、放射性物質拡散の懸念などから、受け入れに慎重なのが現状である。

このような状況の中で群馬県議会大規模地震対策特別委員会は、災害廃棄物の受け入れ現場を実際に視察する必要を感じ、4月１７日に東京都への現地調査を行った。その結果、定められた手順に沿って行えば、災害廃棄物の広域処理は安全に処理されていることが確認されたところである。

以上のことから、本県における災害廃棄物の広域処理の推進に向けて、次の事項へ配慮されるよう強く要望する。

1　受け入れ能力に余裕のある市町村・民間工場に対して、積極的に受け入れを働きかけること。
2　放射能汚染に対する地域住民の不安を払拭するため、市町村と連携し、安全性に関する説明及び情報公開を積極的に行うこと。
3　広域処理が円滑に進むよう、国と市町村等との調整役に努めること。また市町村等の要望は速やかに国へ伝達すること。
4　当事者意識を強く持って、受け入れ主体である市町村等をあらゆる面から支援すること。

以上、提言する。

平成２４年4月１７日

群馬県議会大規模地震対策特別委員会

群馬県知事　大 澤　正 明　　様

大規模地震対策についての提言

平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード９．０という日本観測史上最大の規模をもって東日本を襲い、続いて引き起こされた大津波とともに、広範囲に未曾有の大惨事をもたらした。また、これを原因とする福島第一原子力発電所の崩壊事故は、放射能という新たな災害をも私たちに突きつけた。

今、この東日本大震災からの復興と、今後起こりうる大地震による災害を未然に防ぐための防災対策が、強く求められている。

それは、東日本大震災に係る電力及び生活・産業関連物資の供給不足対策に関すること、福島第一原子力発電所事故に係る県内の放射線被害対策に関すること、東日本大震災に係る県内の産業支援に関すること、大規模地震防災対策に関すること及び災害廃棄物の広域処理に関することなど、極めて多岐に渡る。

このような状況の中、当委員会は、昨年５月の委員会設置以来、１年に渡る各般の議論の成果を、ここに「提言」としてまとめるものである。

ついては、県当局におかれては次の事項に配慮され、今後とも県民の安心・安全なくらしを守られるよう、強く要望するものである。

１、東日本大震災に係る電力及び生活・産業関連物資の供給不足対策に関する事項
①・・・

２、福島第一原子力発電所事故に係る県内の放射線被害対策に関する事項
①・・・

３、東日本大震災に係る県内の産業支援に関する事項
①・・・

４、大規模地震防災対策に関する事項
①・・・

５、災害廃棄物の広域処理に関する事項
①・・・

以上、提言する。

平成２４年５月　　日

群馬県議会大規模地震対策特別委員会

群馬県知事　大澤正明　様